

議案第 8 1 号

八潮市上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
八潮市上水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 7 月 2 2 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

災害その他非常の場合において市長が必要であると認めるときに、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能としたいため、この案を提出するものである。

八潮市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

八潮市上水道事業給水条例（平成9年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を經營する者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。